

議 員 全 員 協 議 会

知 事 説 明 要 旨

(平成21年 5 月18日)

栃 木 県

本日は、議員全員協議会を開催いただき、感謝を申し上げます。

このたび取りまとめました「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」につきまして、御説明申し上げます。

その前に、この場をお借りいたしまして、新型インフルエンザ対策について、一言、御報告させていただきたいと思えます。

4月28日の世界保健機関（WHO）による新型インフルエンザの発生宣言を踏まえ、私はただちに、「栃木県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し対策に万全を期すことといたしました。4月30日には、世界的な感染拡大を受け、WHOが警戒レベルをフェーズ5に引き上げたことから、国内発生時に備え、発熱外来等で使用する个人防护具、インフルエンザウイルスの診断キットの緊急確保、健康福祉センター等へのタミフルも含めた関係資材の緊急配備など、迅速かつ的確な対応を行って参りました。

また、このような体制整備を急ぐ中、一昨日、神戸市内で国内初のインフルエンザ患者が確認されました。

このため、「県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく「特別警戒宣言」を行い、関係部局長に対し、発熱外来の設置や発熱電話相談センターの対応強化などを指示するとともに、県民の皆様に対し、改めて正確な情報に基づく冷静な行動を要請いたしました。

兵庫・大阪での感染拡大をみると、国内どこでも感染が広がる可能性が極めて高いと判断しております。

引き続き、関係機関との連携の下、全庁を挙げて、気を緩めること

なく対策に万全を期して参りますので、議員各位の御理解、御協力を重ねてお願いいたします。

1 はじめに

さて、本プログラムは、「選択と集中」により、当面の財源不足を解消し、誇れるふるさと“とちぎ”を未来につなげていくための財政基盤を確立しようとするものであります。そうした思いを込めて、「とちぎ未来開拓プログラム」と名付けました。

本県におきましては、これまでも、中長期的な視点に立ち、財政の健全化と自律的な財政運営に向けた努力を続けて参りました。

しかし、県債の償還が高水準にあることや高齢化の進展に伴う医療福祉関係経費の増加に加え、国の三位一体の改革により地方交付税等が大幅に削減された結果、財源不足を補てんするために基金の取崩しが増大し、平成21年度当初予算におきましては、財政調整的基金を全て取り崩さざるを得ませんでした。

さらに、世界同時不況の影響による急激な県内景気の悪化に伴う県税収入の落ち込みもあり、今後、毎年度 300億円を超える財源不足が見込まれ、このままでは「財政再生団体」に転落する恐れがあります。財政再生団体となってしまった場合、国の管理下に置かれ、道路など社会資本整備はもちろん、教育・福祉分野を含むあらゆる県単独事業が実施できなくなる恐れがあります。

一方で、今、県政には、地域経済の活性化はもちろんのこと、少子高齢化の進展、地方分権改革の推進等に伴う地域間競争の激化や地球

温暖化をはじめとする環境問題の深刻化など、様々な課題に対し、的確に対応することが求められております。

このようなことから、当面の財源不足を解消するだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援や新たな行政ニーズに対応していくためにも、改めてゼロベースの視点に立ち、聖域なく事業の廃止や見直しを進めるとともに、優先順位の見極めによる徹底した選択と集中に取り組むこととし、その具体的な内容を「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」として取りまとめましたので、本日、これを県議会議員の皆様にご説明するものであります。

今後、この試案の内容や考え方につきまして、市町村や関係団体そして県民の皆様に対し、あらゆる機会を捉え御説明して参ります。

そして、県議会をはじめ、市町村や関係団体、県民の皆様の御意見をお聴きしながら、本年9月には「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、一日も早く財政健全化を成し遂げる覚悟であります。

2 財政健全化に向けての基本的な考え方

次に、財政健全化に向けての基本的な考え方について御説明申し上げます。

第一に、目標は、平成25年度から収支の均衡した予算編成を行うこととあります。

第二に、このため、平成21年度から平成24年度までの4年間を集中改革期間として取り組んで参ります。

第三に、収支改善の目標額は、平成25年度までに約370億円であり

ます。

これらを実現するための具体的な取組として、職員数の削減や給与カットなど「内部努力の徹底」、市町村との連携強化等による県税徴収率の向上や県有財産の有効活用などによる「歳入の確保」、ゼロベースでの聖域なき事務事業の見直しによる「行政経費の削減」、地方税財源の充実強化や直轄事業負担金の廃止など「地方の自立に向けた国への働きかけ」を実施していくことといたしました。

なお、喫緊の課題であります経済・雇用対策につきましては、国庫補助金や交付金を最大限活用し、将来行うべきものを前倒しして実施し、景気が回復した後には、事業量を縮小するなどの調整を行っていく考えであります。

3 集中改革期間における具体的な取組

次に、集中改革期間における具体的な取組について申し上げます。

(1) 内部努力の徹底

第一に、「内部努力の徹底」であります。

今回の見直しに当たりましては、県民の皆様にも御負担や我慢をお願いせざるを得ない状況にあります。このため、人件費の削減及び内部管理経費の節減などに最優先で取り組むことといたしました。

まず、広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直しを行うなど、簡素で効率的な組織体制の構築をこれまで以上に推進し、組織のスリム化を図るとともに、各行政分野ごとの事業量に見合ったメリハリのある職員配置を行うことなどにより、職員数の削減に取り

組んで参ります。特に、一般行政部門につきましては、平成21年4月1日から平成25年4月1日までの4年間で約450人を削減することにより4,300人体制とすることといたしました。また、教職員や警察官につきましても、児童生徒数の減少や県民の安全安心の確保に配慮しながら、適正な配置に努めて参ります。

次に、給与構造の改革を推進することなどにより総人件費を抑制するとともに、全職員一丸となって財政健全化に取り組むため、既に実施している特別職に加え、教員や警察官を含む一般職員につきましても、平成22年度から平成24年度までの3年間、給与カットを行うこととする考えであります。また、職員の諸手当や旅費につきましても、更なる見直しを実施いたします。

さらに、職員の意識改革を進めながら、一人ひとりが気概を持って活躍できる人事制度の確立を図って参ります。

次に、内部管理経費につきましては、庁舎管理や事務的経費のコストを削減するとともに、職員一人ひとりのコスト意識を高め、一層の節減を図って参ります。

次に、国の経済対策に呼応し、過去に大量発行した県債の償還が現在の県財政逼迫の大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、県債発行を抑制し、将来の公債費負担の軽減と県債残高の縮減を図ることといたしました。景気後退による県税収入の大幅な減少に伴う当面の財源不足に対応するため、臨時財政対策債の発行を余儀なくされますことから、当面、県債残高は増加しますが、投資的経費の抑制に努めることにより、極力県債残高の縮減に努めて参ります。

また、財政融資資金や5年債の発行など低利な資金の導入に努めるとともに、発行手数料など資金調達コストの縮減を図るほか、借換債の活用や償還方式の見直しなどにより公債費負担の平準化を推進いたします。

(2) 歳入の確保

次に、「歳入の確保」について申し上げます。

まず、歳入の大きな柱である県税につきましては、市町村との緊密な連携の下、目標を設定して個人県民税などの徴収率向上に取り組むとともに、公平性をより一層確保するため、適正な課税や滞納処分を徹底して参ります。

次に、地方交付税につきましては、行政改革の推進など県の努力の成果が反映される制度を活用するとともに、本県の実態に見合った財政措置がなされるよう、引き続き国に対し制度改正の要請を行うなど、総額の確保に努めて参ります。

次に、県有財産につきましては、処分可能な未利用財産の売却の推進や活用可能な財産の貸付等を積極的に行うなど、資産の有効活用に努めて参ります。

次に、受益に応じた負担の適正化を図る観点から、使用料・手数料を見直すとともに、事業実施に当たり、受益者が特定される経費につきましては、適切な負担を設定するほか、施策の効果が確保できない出資金や貸付金につきましては、出資金の引き揚げや新規貸付の中止を検討し、さらには、無利子貸付金の有利子化も検討して参ります。

また、県が作成する広報紙やパンフレット等の印刷物、ホームページ、あるいは県庁舎など県有施設を活用した広告料収入の一層の確保やネーミングライツの更なる導入を図るとともに、様々な機会を捉え、「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」への協力を働きかけながら、ふるさと納税制度を活用した寄附金収入の確保に取り組んで参ります。

次に、本年2月に策定いたしました「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、貸付金など税外収入の滞納の未然防止、適正な督促等による早期回収に努めますほか、悪質な滞納者に対する法的措置や民間ノウハウの活用など未収債権対策に取り組んで参ります。

さらに、県債発行の抑制に努めながら、地方道路整備臨時貸付金や退職手当債の活用を図りますとともに、地方交付税措置のある有利な地方債の導入に努めて参ります。特に、経済対策の実施に当たりましては、この点に十分留意し対応して参る考えであります。

(3) 行政経費の削減

次に、「行政経費の削減」について申し上げます。

まず、事務事業の見直しについてであります。

事務事業の見直しに当たりましては、次の四つの視点に基づき、聖域なくゼロベースで実施したところであります。

第一に、県の役割の明確化であります。

県が本来担うべき役割を十分に果たす観点から、聖域なく事務事業の見直しを実施いたしました。

このうち、民間との役割分担に関しましては、「民間にできること

は民間に」を徹底する観点から、民間と競合する事業、国庫補助に県単独で上乗せしている補助金、国庫補助対象とならない事業に対する県単独補助金で全国の実施率が 1/2に満たないものや、協議会等による事業で県だけが費用負担しているものについて、廃止を前提に見直したところであります。その上で、継続が必要な事業につきましては、全国で最もスリムな事例を参考に見直すとともに、補助率の上限を設定することといたしました。

次に、市町村との役割分担につきましては、「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町村で」を基本に、県は広域的・専門的な観点から必要な役割を果たすとともに、ノウハウの提供等を通じて市町村への支援を強化することといたしました。

このため、県職員が直接支援することへの移行（ゼロ予算化）が可能な補助金や市町村に地方交付税による財政措置がなされている事業に対する補助金の廃止を進めますとともに、市町村の財政力指数により補助率を変更する事業を拡大することといたしました。

また、市町村のまちづくりに資する県道など、住民に身近な県道の市町村への移管を進めるほか、県単独上乗せ補助金等につきましては、民間との役割分担と同じく見直すことといたしました。権限移譲交付金以外の市町村総合交付金につきましても、同様の見直しを実施いたしました。

第二は、県民ニーズへの的確な対応であります。個々の事業の費用対効果を十分に検証するとともに、県民ニーズや現状の課題解決に直接結びつくかという観点から、改めて事業手法などを見直すこととい

たしました。

こうした観点から、全国の実施率が 1/2に満たない事業の廃止や当面休止しても県民生活に著しい支障が生じない事業の休止を行うとともに、継続が必要な事業は、全国で最もスリムな事例を参考に見直すことといたしました。

また、県が出資している法人や補助を行っている団体に対する人的・財政的な関わり方を抜本的に見直し、県からの派遣職員の縮減を進めるとともに、補助金等について、改めて必要性を検討し、廃止又はスリム化することといたしました。

第三に、最少の費用で最大の効果の実現であります。

他県や民間等に比べ高コストとなっている事業の廃止や事業手法の変更を行いますとともに、職員自らによる実施が可能な事業の直営（ゼロ予算）化等を図ることといたしました。

第四に、持続可能な制度の確立等であります。

県単独医療費公費負担につきましては、受益と負担の均衡に配慮し、今後とも持続可能な制度とするため、こども医療費及び妊産婦医療費に児童手当に準拠した所得制限を導入いたしますとともに、こども医療費につきましては、他の医療費と同様に入院時食事療養費の自己負担化を図ることといたしました。こうした見直しを行った上で、市町村とも相談をしながら、こども医療費の助成対象を現行の小学校3年生までから小学校6年生までに拡大したいと考えております。

なお、重度の障害者や難病を抱えた子どもたちなどに対する医療費助成制度につきましては、特に配慮が必要であると判断し、現行制度

を維持することといたしました。

次に、公の施設の見直しについてであります。

芳賀青年の家と太平少年自然の家につきましては、新たな青少年教育施設の整備を待たず、前倒しで廃止等が可能な検討を行うとともに、ビジターセンター等につきましては、引き続き市町村への移管を検討して参ります。

次に、公共事業等の見直しについてであります。

まず、集中改革期間におきましては、大規模施設や公共事業等の新規着手は行わないこととし、畜産関係試験研究機関の再編整備及び新たな青少年教育施設の整備を休止することといたしました。

また、公共事業等につきましては、他の事業の見直し方針などを踏まえ、段階的に削減していくことといたしましたが、限られた財源を有効に活用するため、国庫支出金を積極的に導入し、県費負担の軽減を図りながら、一定の事業量を確保して参ります。特に、通学路の歩道整備や防災上必要な事業につきましては、選択と集中により着実な推進を図っていく考えであります。

4 選択と集中による行政課題への的確な対応

次に、選択と集中による行政課題への的確な対応について申し上げます。

選択と集中により、当面の財源不足を解消するだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援や新たな行政ニーズなどに的確に対応し、「安心して暮らせ、人や環境にやさしく、元気な“とちぎ”」の

実現を目指すことは重要でありますことから、これに必要な事業は、集中改革期間においても引き続き実施することといたしました。

そして、全ての活動の原動力となる「人づくり」を基本に据え、未来に向けて果敢にチャレンジする県民、団体、企業等とともに、“とちぎ”づくりに取り組んで参ります。

まず、安全安心な“とちぎ”づくりのために、女性自立支援センター（仮称）の整備、小児休日・夜間急患センター、第二次救急医療を担う病院群輪番制病院や第三次救急医療を担う救命救急センター、総合周産期母子医療センター、そして子ども医療センターへの運営助成、足利、大田原両赤十字病院整備への助成、医師確保のための修学資金貸付事業、新型インフルエンザ対策、ドクターヘリの導入、浄化槽整備への助成、民間住宅、防災拠点となる県有建築物や県立高等学校の耐震化、捜査用警察車両の計画的な更新や通学路の歩道整備などを着実に実施して参ります。

次に、やさしい“とちぎ”づくりのために、私立高等学校の授業料減免事業や幼稚園における特別支援教育に対する助成、こども医療費や重度心身障害者医療費をはじめとする県単独の医療費公費負担、放課後児童クラブ等の整備運営に対する助成、小中学校における本県独自の少人数学級やスクールカウンセラーの配置、さらには環境立県の推進にも引き続き取り組んで参ります。

さらに、元気な“とちぎ”づくりのために、中小企業向け制度融資の新規融資枠の確保、小規模企業に対する経営支援のための商工団体への助成、地域経済の活性化や雇用を確保するための企業立地の促進、

いちご研究所をはじめとする農業試験場の再編整備、ものづくり県を支える人材育成のための科学技術高校の整備、スポーツを通じて青少年をはじめ県民に夢と希望を与える栃木ＳＣの当面のホームスタジアムとなるグリーンスタジアムの整備、平成23年度に本県が会場となる全国スポーツ・レクリエーション祭の開催及び平成26年度のねんりんピックの開催準備、陸上競技場兼サッカースタジアムや体育館を含む総合スポーツゾーン整備の検討、そして、平成23年度以降の県政推進の羅針盤となる次期総合計画の策定も進めて参ります。

こうした県として対応すべき行政課題に対しては、選択と集中により財源を積極的に投入し、厳しい財政状況にありましても県民の皆様の夢の実現に努めて参る考えであります。

5 財政健全化の着実な推進

このプログラムを実施することによりまして、平成22年度から平成24年度までの財源不足が解消いたしますとともに、平成25年度における財源不足額を53億円まで圧縮することができ、財政再生団体への転落は回避できる見通しであります。

しかしながら、目標であります「収支の均衡した予算編成」に向け、なお53億円の財源不足が見込まれますことから、引き続き、更なる見直しを行って参ります。

また、本プログラムの推進に当たりましては、申すまでもなく、県民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。このため、積極的な情報公開を行いますとともに、県議会をはじめ、市町村や関係団体と

も連携・協働しながら、県の総力を挙げて取り組んで参ります。

そして、私をトップとする政策経営会議や庁議におきまして、適切な進行管理を行い、着実な推進を図って参ります。

さらに、今後の経済動向や国の地方財政対策の状況を的確に反映し、毎年度の予算編成におきまして、プログラムの実施状況を検証し、適切な見直しを行って参ります。

6 国への働きかけ、地方の自立

次に、地方の自立のための国への働きかけについて申し上げます。

財政健全化に向けた本県の自律的な取組について^る^る縷々申し上げて参りましたが、本県を含め地方財政がこのように厳しい状況に至りました大きな要因は、先述いたしましたように三位一体の改革に伴う地方交付税等の大幅な削減にあります。

三位一体の改革は、残念ながら国から地方への負担転嫁という不本意な結果となってしまったわけではありますが、地方がそれぞれの実情に応じた施策を自らの責任において実施することのできる、新たな自治の基盤づくりを進める必要性はより一層強くなってきているところであります。

このため、全国知事会等を通じて、あるいは県独自に、国に対して、義務付け・枠付けの廃止や国庫補助負担金の廃止・縮減とともに、国税と地方税の割合の見直し等による地方税財源の充実強化並びに国直轄事業負担金の廃止等を強く求めて参ります。

7 結びに

県が現在実施しております事業は、複雑多様化する県民ニーズに的確に対応するためいずれも必要なものであり、財源さえ許せば、引き続き実施していくことが望ましいと考えております。これらを見直すことにより、県民の皆様にご負担や我慢をお願いせざるを得ないことは、まさに断腸の思いであります。

しかしながら、今後多額の財源不足が見込まれるにもかかわらず、何らの対応もせず財政再生団体に転落するようなことがあれば、法律で義務付けられた全国一律の事業を除いて、本県独自の取組のほとんどが実施できなくなる恐れがあり、それは何としても避けなければなりません。

このため、真に不可欠な事業を選択して、そこに財源を集中することにより、当面の財源不足を解消し、収支の均衡した持続可能な財政基盤を確立していくこととしたものであります。

その上で、効果的かつ効率的で質の高い県政運営を積極的に推進し、県民と行政が連携し協働しながら、元気で活力ある地域づくりを進め、誇れるふるさと“とちぎ”の未来を切り拓き、次代につなげていく決意であります。

私を先頭に全ての県職員が一丸となって取り組んで参りますので、ここに改めて、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。